

税務署からのお知らせ

■ むつ税務署では、申告書作成会場を開設します。

- 場所 むつ市金谷2丁目6-15 下北合同庁舎3階
- 期間 令和4年2月1日(火)～3月15日(火)《土・日・祝日等除く》
- 時間 午前9時～午後5時

申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」の配付方法は会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。

※「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。

※来場の際は、マスクの着用及び検温の実施にご協力ください。

※37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。

■ 令和3年分の確定申告期限と納期限

- 申告所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月15日(火)
- 消費税及び地方消費税 3月31日(木)

■ 令和3年分確定申告分の振替日

- 申告所得税及び復興特別所得税 4月21日(木)
- 消費税及び地方消費税 4月26日(火)

振替納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に納税ができる大変便利な制度です。簡単な手続で利用できますので、税務署(管理運営担当)にご相談ください。なお、既に振替納税をご利用の方は、確実に振替納付ができるよう、事前に預貯金残高をご確認ください。

■ スマホで確定申告ができます

お持ちのスマートフォンを利用して、令和3年分の申告所得税及び復興特別所得税の確定申告書を作成・提出できます。混雑する税務署へ足を運ぶことなく、ご自宅などから24時間いつでも手続きが可能ですので、ぜひご利用ください。スマホ専用画面から申告可能な範囲は次のとおりです。

区分	スマホ専用画面から申告可能な範囲
所得	給与所得、雑所得、一時所得 特定口座年間取引報告書(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等) 上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分)
所得控除	すべての所得控除
税額控除等	政党等寄附金特別控除、災害減免額、外国税額控除
その他	予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額

【問合せ先】 むつ税務署 ☎ 0175-22-3294 (音声ガイダンス2番)



全国共通人権相談ダイヤル

※相談時間 8:30～17:15 (土日祝日を除く)



「いじめ」しない させない 見逃さない 困ったことがあったら何でも相談してね

●子どもの人権110番 0120-007-110

ひとりで悩まず電話してください

●みんなの人権110番 0570-003-110

セクハラやDVなどの女性の人権相談はこちらへ

●女性の人権ホットライン 0570-070-810